

定 款

株式会社 ウチヤマホールディングス

定 款

株式会社 ウチヤマホールディングス

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ウチヤマホールディングスと称し、英文ではUCHIYAMA HOLDINGS Co., Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1 当社は、次の事業を営むことおよび次の会社事業を営む（外国会社）を含む、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動の支配・管理することを目的とする。

(1)．有料老人ホームの経営並びに官公署から委託の老人の食事の世話、洗濯、掃除、医療機関への連絡、通院介助、介護等に関する業務並びに給食事業

(2)．介護保険法に基づく次の居宅サービスおよび介護予防サービス事業

①訪問介護

②訪問入浴介護および介護予防訪問入浴介護

③訪問看護および介護予防訪問看護

④通所介護

⑤短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護

⑥特定施設入居者生活介護および介護予防特定施設入居者生活介護

⑦福祉用具貸与および介護予防福祉用具貸与

⑧特定福祉用具販売および特定介護予防福祉用具販売

⑨以上各号に附帯関連する一切の業務

(3)．介護保険法に基づく居宅介護支援事業

(4)．介護保険法に基づく地域密着型サービスおよび地域密着型介護予防サービス事業

①認知症対応型通所介護および介護予防認知症対応型通所介護

②小規模多機能型居宅介護および介護予防小規模多機能型居宅介護

③認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護

④以上各号に附帯関連する一切の業務

(5)．介護保険法に基づく地域密着型サービス事業

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ②夜間対応型訪問介護
 - ③地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ④地域密着型通所介護
 - ⑤地域密着型訪問介護
 - ⑥以上各号に附帯関連する一切の業務
- (6)．介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- ①第1号通所事業
 - ②第1号訪問事業
- (7)．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者福祉サービス事業
- ①指定特定相談支援事業の経営
 - ②障害福祉サービス事業の経営
- (8)．児童福祉法に基づくサービス事業
- ①障害児相談支援事業の経営
 - ②障害児通所支援事業の経営
 - ③障害福祉サービス事業の経営
- (9)．介護員養成研修事業
- (10)．整骨院、鍼灸・マッサージ院の経営、運営、管理及びコンサルティング事業
- (11)．接骨院及び鍼灸、マッサージ、按摩、指圧、カイロプラクティック、足裏反射療法並びに整体療法による施術所の経営及び経営指導
- (12)．鍼灸・マッサージ及び整骨院、カイロプラクティックサロン、エステティックサロン及びネイルサロンの経営並びにフランチャイズチェーンシステムによる運営
- (13)．鍼灸、柔整、マッサージ、按摩、指圧療術及びリハビリテーションの治療院の経営とそれらの治療機器具の販売及びそのリース業
- (14)．カラオケ店の経営
- (15)．飲食店業
- (16)．インターネットカフェの運営
- (17)．ゲームセンターの運営
- (18)．不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
- (19)．貸ビル業
- (20)．旅行代理店業
- (21)．ホテルの経営
- (22)．電話機器、通信機器のレンタル及び販売
- (23)．電話、携帯電話のレンタル及び販売
- (24)．保育所及び託児所等の保育施設の運営

- (25). 古物営業法に基づく古物商
- (26). 学習塾の経営
- (27). その他前各号に附帯する一切の業務
- 2 株式の保有利用
- 3 事務、経理、財務及びそれらの処理の代行業務
- 4 事業者の人事、労務、経営、財務のコンサルティング業
- 5 有料職業紹介事業
- 6 登録支援事業
- 7 職業訓練事業
- 8 特定技能外国人支援事業
- 9 損害保険代理業務
- 10 不動産の売買及び賃貸
- 11 貸ビル業
- 12 上記各項に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を北九州市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1). 取締役会
- (2). 監査等委員会
- (3). 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、5,840万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について議決権の期限日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、15 名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5 名以内とす

る。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 前項にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第33条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第39条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結する

ことができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(中間配当)

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(期末配当金)

第42条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(期末配当金等の除斥期間)

第43条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

第8章 附 則

(定款に定めなき事項)

第44条 本定款に定めなきものは、会社法の規定に従うものとする。

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第45条 第11回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。

2007年 3月31日改訂

2007年 6月28日改訂
2007年 9月26日改訂
2009年 7月30日改訂
2011年 6月29日改訂
2011年12月15日改訂
2012年 6月28日改訂
2013年 6月27日改訂
2013年11月25日改訂
2015年 6月26日改訂
2016年 6月29日改訂
2017年 6月27日改訂
2018年 6月26日改訂
2020年 6月24日改訂
2022年 6月23日改訂
2023年 3月 2日改訂
2024年 6月26日改訂
2025年 6月25日改訂